総務委員会資料

令和４年６月２７日

総務部人事課

**第４４号議案**

**「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」**

**１　概　要**

　　令和４年４月、「東京都職員の特殊勤務手当に関する条例」が改正され、児童相談所に所属する職員が児童福祉法に定める業務を行うため、家庭訪問、面接等を行った際に支給する手当額が引き上げられた。都との待遇面の均衡を図るとともに、区における今後の児童相談所設置にかかる人材を確保する観点から、職員の特殊勤務手当（児童相談所業務手当）の上限額を改正する。

**２　改正内容**

　　児童相談所業務手当の支給上限額の引上げを行う。

　　　（改正前）　日額 490円

　　　（改正後）　日額 950円

**３　施行日**

公布の日（令和４年４月１日より適用する）

職員の特殊勤務手当に関する条例　新旧対照表

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| （児童相談所業務手当） | （児童相談所業務手当） |
| 第９条　（第１項省略） | 第９条　（第１項省略） |
| ２　前項に規定する手当の額は、従事した日１日につき950円を超えない範囲内において規則で定める。 | ２　前項に規定する手当の額は、従事した日１日につき490円を超えない範囲内において規則で定める。 |
|  |  |
| 付　則 |  |
| １　この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和４年４月１日（以下「適用日」という。）から適用する。 |  |
| ２　改正後の条例第９条第２項の規定は、適用日以後の勤務に係る児童相談所業務手当について適用し、適用日前の勤務に係る児童相談所業務手当については、なお従前の例による。 |  |
| ３　改正後の条例第９条第２項の規定を適用する場合においては、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例に基づいて支給された児童相談所業務手当は、改正後の条例の規定による児童相談所業務手当の内払とみなす。 |  |